

COMPASS

C.P.A. O-hara Method to Pass A State-exam Successfully

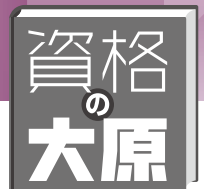
2025年合格目標

管理会計論

MANAGERIAL ACCOUNTING



肢別チェック 2025年版



— はじめに —

「管理会計論肢別チェック」(本書)は、テキストの補助教材です。まずは講義を受講後にテキストを通読し、講義で学習した内容を理解した上で本書の問題を解くようにしてください。

本書は過去の公認会計士短答式本試験問題を中心に、公認会計士試験の出題範囲の要旨に記載の出題項目の例として公表されている論点について、合格に必要なと判断される限りにおいて網羅的に収録した教材です。

本書の問題のA・B・Cのランクは下記のようにランクを設定しております。

- A … 必ず覚えるべき基礎レベルの知識に関する肢
- B … 応用的な知識を問うものですが、是非押さえていただきたい肢
- C … A・Bと比べ出題の可能性が低いため、余裕があれば押さえていただきたい肢

本書の問題を解く中で誤っている内容だと判断した問題(×肢)については、誤っていると判断した理由まで浮かべてから、解説を確認するようにしてください。その際、テキストI・IIの参照頁がある問題についてはテキストに戻り、テキストをどのように理解すればよいのか、を確認するようにしてください。また、短答式試験においては同じ出題趣旨の問題が繰り返し出題されておりますので、上述のA・B・Cランクと合わせて短答式試験の出題実績も参考に復習に役立ててください。

管理会計論は、同じ論点であっても文章表現の相違が生じやすい特性がございます。問題を繰り返し解いていただく際には、問題と解答をセットに丸暗記するのではなく、本試験では完全に同じ表現では出題がされない可能性があることを念頭に、どこが誤っていてどのように書かれていれば正しい説明となるのかを自分の言葉で説明できるレベルの理解をしながら解き進めていただくよう注意してください。

公認会計士試験の管理会計論について合格に必要な理論の典型論点は、全てこの教材に収録されているという安心感を持ち、理解に努めてください。本試験では典型論点以外の出題も目立ちますが、まず間違いなく試験の勝敗を分けるのはこの典型論点部分となります。

大原会計士講座受講生の皆様の合格を祈っております。

目 次

第 1 部	原価計算に関する領域	6
第 2 部	会計情報等を利用した意思決定及び業績管理に関する領域	
第 1 章	管理会計の基礎知識	98
第 2 章	財務情報分析	128
第 3 章	短期利益計画のための管理会計	144
第 4 章	予算管理	152
第 5 章	資金管理とキャッシュ・フロー管理	170
第 6 章	原価管理	184
第 7 章	活動基準原価計算・活動基準原価管理	216
第 8 章	差額原価収益分析	240
第 9 章	投資計画の経済性計算	248
第 10 章	分権化組織とグループ経営の管理会計	256
第 3 部	(補章) その他の管理会計に関する領域	
第 1 章	生産・在庫管理と管理会計	278
第 2 章	品質管理と管理会計	290

第1部

原価計算に関する領域

- A 1 企業の原価計算制度は、真実の原価を確定して財務諸表の作成に役立つとともに、原価を分析し、これを経営管理者に提供し、もって業務計画および原価管理に役立つことが必要とされている。
- A 2 企業の原価計算制度は、真実の原価を確定して財務諸表の作成に役立つとともに、原価を分析し、これを経営管理者に提供し、もって業務計画および原価管理に役立つことが必要とされている。したがって、原価計算制度は、いずれの計算目的にもともに役立つように形成され、一定の計算秩序として常時継続的に行なわれるものであることを要する。
- A 3 「原価計算基準」は、実践規範として、わが国現在の企業における原価計算の慣行のうちから、一般に公正妥当と認められるところを要約して設定されたものである。したがって、「原価計算基準」は、原価情報の比較可能性を確保するために、個々の企業の原価計算手続を画一的に規定するものである。
- A 4 「原価計算基準」は、実践規範として、企業における原価計算の慣行のうちから、一般に公正妥当と認められるところを要約して設定されたものであるが、個々の企業の原価計算手続を画一的に規定するものではなく、基本的な枠組みを提示している。各企業には、業種、経営規模そのほかの個別の条件に応じて、「原価計算基準」の弾力的な適用が求められる。
- A 5 「原価計算基準」では、「真実の原価」という言葉が「原価計算基準」の前文を含めて数回使用されている。その意味はいずれも「財務諸表の作成に使用される原価」という意味で一貫している。
- A 6 原価計算目的には、政府調達のための予定価格計算に必要な原価資料を提供するという価格計算目的もある。
- A 7 「原価計算基準」では原価計算の目的の一つとして、「価格計算に必要な原価資料を提供すること。」があげられているが、これは製品やサービスの売価決定等企業の価格政策に資することを意味している。
- A 8 原価管理とは、原価の標準を設定してこれを指示し、原価の実際の発生額を計算記録し、これを標準と比較して、その差異の原因を分析し、これに関する資料を経営管理者に報告し、原価能率を増進する措置を講ずることである。したがって、原価の標準は、原価発生責任を明らかにし、原価能率を判定する尺度として、これを設定する。
- A 9 標準原価による原価管理とは実際原価を標準原価に近似させることを意味し、このような原価管理を原価低減という。



- | | | | |
|---|---|--------------------|----------------------|
| 1 | 【○】 原価計算そのものの目的が「基準」一で、原価計算制度の目的は「基準」二で示される（「原価計算基準の設定について」、 <u>「基準」一、二参照</u> ）。 | I p. 11 | 平成14年 |
| 2 | 【○】（「基準」原価計算基準の設定について 参照）。 | | 令和2年
第Ⅱ回 |
| 3 | 【×】 この基準は、個々の企業の原価計算手続を画一に規定するものではなく、個々の企業が有効な原価計算手続を規定し実施するための <u>基本的なわくを明らかにしたものであり</u> 、弾力性をもつものである。（「原価計算基準の設定について」参照） | I p. 11 | 平成14年
令和2年
第Ⅱ回 |
| 4 | 【○】 規範性の程度につき、単に計算モデルに過ぎないということではなく、また法律と同様に絶対的な強制力をもつものであるということでもない。一定の幅の中で規範性が維持される、というものである。（「原価計算基準の設定について」参照） | I p. 11 | 平成29年
第Ⅱ回 |
| 5 | 【○】（「原価計算基準の設定について」、一(一)、四〇(二)参照） | I p. 13 | 平成11年 |
| 6 | 【○】 政府等の企業以外の機関が価格統制等の目的に原価計算を利用することが規定されている（「基準」一(二)参照）。 | I p. 13 | 平成20年 |
| 7 | 【×】 ここにいう価格計算とは、政府（官庁あるいは公企業）等が調達価格決定のための計算を行うことを意味する（「基準」一(二)参照）。
製品やサービスの売価決定等企業の価格政策に資することは、予算管理目的あるいは基本計画設定目的に包含される。 | I p. 13 | 平成24年
第Ⅰ回 |
| 8 | 【○】（「基準」一(三)、六(二)参照）
なお、「基準」の原価管理は、標準原価の水準を維持することを目的とした狭義の原価管理であり、原価統制(コスト・コントロール)である。 | I p. 14
I p. 15 | 令和2年
第Ⅰ回 |
| 9 | 【×】 標準原価による原価管理とは <u>実際原価を標準原価に近似させることを意味し、このような原価管理を原価維持(原価統制)</u> という（「基準」一(三)参照）。 | I p. 14
I p. 15 | 令和5年
第Ⅱ回 |

- A □□□ 10 現代の原価管理は、量産段階において標準原価の達成を目的とする原価維持と標準原価の低減を目的とする原価統制、更に、新製品の企画・開発段階にて目標原価を設定し、それを達成するための方策を練る原価企画という三つのプロセスから構成されている。
- A □□□ 11 予算とは、予算期間における企業の各業務分野の具体的な計画を貨幣的に表示し、これを総合編成したものをいい、予算期間における企業の利益目標を指示し、各業務分野の諸活動を調整し、企業全般にわたる総合的管理の要具となるものである。予算は、業務執行に関する総合的な期間計画であるが、予算編成の過程は、たとえば製品組合せの決定、部品を自製するか外注するか等の決定等個々の選択的事項に関する意思決定を含まないことは、いうまでもない。



- | | | | | |
|----|-----|--|---------------------------------|-----------------|
| 10 | 【×】 | 現代の原価管理は、量産段階において標準原価の達成を目的とする原価維持と標準原価の低減を目的とする <u>原価改善</u> 、更に、新製品の企画・開発段階にて目標原価を設定し、それを達成するための方策を練る原価企画という三つのプロセスから構成されている。 | I p. 14
I p. 15 | 令和6年
第 I 回 |
| 11 | 【×】 | 後段で述べられている <u>意思決定</u> も含まれている(「基準」一(四)参照)。
なお、予算編成過程で行われる「個々の選択的事項に関する意思決定」は概ね業務的意思決定を指す。 | I p. 17
I p. 18
II p. 173 | 平成28年
第 II 回 |

- A 12 「原価計算基準」においては、原価計算の目的として財務諸表作成と原価管理を念頭に置いたものであり、利益管理のための原価計算は、制度としての原価計算の範囲外に属すると考えられている。
- A 13 原価計算は、予算期間において期待されうる条件に基づく予定原価または標準原価を計算し、予算の編成に資料を提供する。
- A 14 原価計算の目的として、経営の基本計画設定に必要な原価情報を提供することが想定されている。基本計画とは、経済の動態的变化に適応して、経営の給付目的たる製品、経営立地、生産設備等経営構造に関する基本的事項について、経営意思を決定し、経営構造を合理的に組成することをいい、随時的に行われる決定である。
- A 15 原価計算は、財務会計機構と有機的に結合して行われる。このため、勘定組織には、原価に関する細分記録を統括する諸勘定を設ける。なお、原価管理上必要がある場合には、実際原価計算制度においても必要な原価の標準を勘定組織のわく外において設定し、これと実際との差異を分析し、報告することがある。
- A 16 原価計算制度は、これを大別して実際原価計算制度と標準原価計算制度とに分類することができる。原価管理上必要がある場合には、実際原価計算制度においても必要な原価の標準を帳簿組織のわく外において設定し、これと実際との差異を分析し、報告することがある。
- A 17 実際原価計算制度においても、原価管理上必要ある場合には、必要な原価の標準を勘定のわく外において設定し、これと実際との差異を分析し、報告することがある。
- A 18 原価計算制度とは財務諸表作成のための原価計算であり、原価管理、予算統制等の目的のためには、別の原価計算が行われなければならない。
- A 19 原価計算制度においては、財務諸表の作成に役立つために、原価計算は、財務会計機構と有機的に結合して行われなければならない。
- A 20 原価計算制度は財務会計機構と有機的に結びついて常時継続的に行われる計算体系である。原価計算制度は大別して実際原価計算制度と標準原価計算制度とに分類することができる。
- A 21 原価計算制度において計算される原価の種類およびこれと財務会計機構との結びつきは、単一ではないが、原価計算制度は大別して、実際原価計算制度と標準原価計算制度とに分類することができる。



- | | | | |
|----|--|----------------------|---------------|
| 12 | 【×】 原価計算制度の目的には予算統制がある(「基準」二参照)。予算管理は、短期の利益目標を達成するために、各業務分野の異なる計画や活動を調整するものであり、予算編成と予算統制からなる。従って利益管理も原価計算制度の範疇に含まれるといえる。 | I p. 16
II p. 118 | 平成21年 |
| 13 | 【○】 予算(将来)の資料であるので、当然に実際原価ではなく予定原価または標準原価を計算する(「基準」一(四)、四(一)2、四〇(三)参照)。 | | 平成13年 |
| 14 | 【○】 (「基準」一(五)参照)
なお、戦略的意思決定は概ね「基準」一(五)の基本計画に属する。 | I p. 17
II p. 173 | 平成29年
第II回 |
| 15 | 【○】 (「基準」二参照) | | 平成31年
第I回 |
| 16 | 【○】 (「基準」二参照) | | 平成29年
第I回 |
| 17 | 【○】 (「基準」二参照) | I p. 21 | 令和4年
第I回 |
| 18 | 【×】 原価計算制度は、財務諸表の作成、原価管理、予算統制等の異なる目的が、 <u>重点の相違はあるが相ともに達成されるべき一定の計算秩序</u> である(「基準」二参照)。 | | 平成20年 |
| 19 | 【○】 原価計算制度の形式的な要件は①財務会計機構と有機的に結びつき、②常時継続的に行われること、である(「基準」二参照)。 | I p. 18 | 平成21年 |
| 20 | 【○】 原価計算制度の形式的な要件は①財務会計機構と有機的に結びつき、②常時継続的に行われること、である(「基準」二参照)。 | I p. 18 | 平成18年 |
| 21 | 【○】 (「基準」二参照) | I p. 21 | 令和4年
第I回 |

- A 22 企業の経営者は、経営の基本計画及び予算編成における選択的事項の決定に必要な特殊原価の計算を必要としている。原価計算制度はこれらの経営者の情報ニーズを満たすために特殊原価も計算できなければならない。
- A 23 原価計算を制度化するため、実践規範として設定された「原価計算基準」は、「企業会計原則」の一環を成し、そのうちとくに原価に関して規定したものであるが、必要に応じて、経営の基本計画および予算編成における選択的事項の決定に必要な差額原価や機会原価等の計算についても適用される。
- A 24 原価計算制度は、財務会計機構のらち外において、随時断片的に行われる原価の統計的、技術的計算ないしは調査ではなくて、財務会計機構と有機的に結びつき常時継続的に行われる計算体系であるから、予算統制のために必要な原価資料を提供することは、広い意味での原価の計算には含まれるが、制度としての原価計算の範囲外に属する。
- A 25 原価計算制度とは、財務会計機構と有機的に結合して常時継続的に実施される原価計算である。したがって、管理会計目的の原価差異分析はすべて特別な原価調査として実施される。
- A 26 標準原価計算制度は、製品の標準原価を計算し、これを財務会計の主要帳簿に組み入れ、製品原価の計算と財務会計とが、標準原価をもって有機的に結合する原価計算制度である。標準原価計算制度は、必要な計算段階において実際原価を計算し、これと標準との差異を分析し、報告する計算体系である。
- A 27 原価計算制度は、財務会計機構と有機的に結びつき常時継続的に行われる計算体系であり、財務諸表の作成（棚卸資産や売上原価等の表示）に必要な情報の提供のみを目的としている。
- A 28 実際原価計算制度は、製品の実際原価を計算し、これを財務会計の主要帳簿に組み入れ、製品原価の計算と財務会計とが、実際原価をもって有機的に結合する原価計算制度である。したがって、実際原価計算制度における原価の費目別計算は、一定期間における原価要素を費目別に分類測定する手続であるから、財務会計における費用計算であり、同時に原価計算における第一次の計算段階でもある。
- A 29 標準原価計算制度では、製品の標準原価を計算し、これを財務会計の主要帳簿に組み入れ、製品原価の計算と財務会計とが、標準原価をもって有機的に結合される。標準原価計算制度は、必要な計算段階において予定原価を計算し、これと標準との差異を分析し、報告する計算体系である。
- A 30 原価は集計される原価の範囲によって、全部原価と部分原価とに区別される。原価計算制度において計算される原価の種類およびこれと財務会計機構との結びつきは、単一ではない。原価計算制度は、財務会計機構といかに結びつくかという観点から、実際原価計算制度と直接原価計算制度とに大別される。



- 22 【×】 広い意味での原価の計算には特殊の原価も含まれる。しかし、原価計算制度で計算する原価においては、特殊原価は範囲外に属するものとする（「基準」二参照）。
 なぜなら、特殊原価調査で用いられる情報は、原価計算制度では提供されない未来予測情報だからである。 I p. 20 平成18年
- 23 【×】 広い意味での原価の計算には、原価計算制度以外に、経営の基本計画および予算編成における選択的事項の決定に必要な特殊の原価たとえば差額原価、機会原価、付加原価等を、随時に統計的、技術的に調査測定することも含まれる。しかしかかる特殊原価調査は、制度としての原価計算の範囲外に属するものとして、この基準には含めない（「基準」原価計算基準の設定について、二参照）。 I p. 20 令和4年
第 I 回・改
- 24 【×】 原価計算制度は、財務諸表の作成、原価管理、予算統制等の異なる目的が、重点の相違はあるが相ともに達成されるべき一定の計算秩序である。よって、予算統制のために必要な原価資料を提供することは、制度としての原価計算の範囲内と考えられる。（「基準」二参照）。 平成29年
第 II 回
平成31年
第 I 回
- 25 【×】 管理会計目的の原価差異分析でも、標準原価計算制度における原価差異分析のように、財務会計機構と有機的に結合して常に継続的に実施されるものもある。（「基準」二参照） 平成7年
- 26 【○】 （「基準」二参照）。 平成29年
第 I 回
- 27 【×】 原価計算制度は、財務諸表の作成、原価管理、予算統制等の異なる目的が、重点の相違はあるが相ともに達成されるべき一定の計算秩序である（「基準」二参照）。 I p. 20 令和4年
第 I 回
- 28 【○】 （「基準」二、九参照）。 平成31年
第 II 回
- 29 【×】 標準原価計算制度は、必要な計算段階において実際原価を計算し、これと標準との差異を分析し、報告する計算体系である（「基準」二参照）。 平成31年
第 II 回
- 30 【×】 原価計算制度は、財務会計機構といかに結びつくかという観点から実際原価計算制度と標準原価計算制度とに大別される。 平成29年
第 II 回

- A 31 原価計算制度において原価とは、経営における一定の給付にかかわらせて、把握された支出をいう。
- A 32 「原価計算基準」でいう給付とは、経営の最終給付である製品のみを意味しており、サービスは含まれていない。
- A 33 原価は、経営において作り出された一定の給付に転嫁される価値であり、その給付にかかわらせて、把握されたものである。ここに給付とは、経営が作り出す財貨をいい、それは経営の最終給付のみでなく、中間的給付をも意味する。
- A 34 原価計算制度において計算される原価は、経営目的に関連したものである。経営の目的は、資本を調達し、調達した資本により一定の財貨を生産し販売し、利益処分等を行うことである。このため、原価計算制度で計算する原価には、製造原価のみならず、販売費及び一般管理費、さらに財務費用も含まれている。
- A 35 「原価計算基準」によれば、原価は、経営目的に関連したものである。経営の目的は、一定の財貨を生産し販売することであり、経営過程は、このための価値の消費と生成の過程である。原価は、かかる財貨の生産、販売に関して消費された経済価値である。したがって、資金の調達等の財務活動に関連する財務費用は、原則として原価計算制度のもとでは原価を構成しない。
- B 36 支払利息は原則として非原価とされるが、生産活動に使用する機械設備を自家建設するためにかかった借入金の支払利息は、一定の条件を満たす場合には原価性が認められるように、製品原価を算定する場合においても、支払利息を製品原価として算入することが認められる場合がある。
- A 37 「原価計算基準」では、原価計算制度の原価の本質について、経済価値の消費であること、一定の給付にかかわらせては握されていること、経営目的に関連していること、貨幣価値的に表現されていることの4点をその必要十分条件としている。
- A 38 原価は、正常な状態のもとにおける経営活動を前提として、把握された価値の消費であり、異常な事態を原因とする価値の減少を含まないものとされている。この場合、正常か異常かは、過去の実績データの平均値等を参考にして、当該価値の消費が金額的・量的に通常生ずると認められる許容範囲を超えているか否かによって判断するのが普通である。
- A 39 実際原価は、厳密には実際の取得価格をもって計算した原価の実際発生額である。したがって、予定価格等をもって計算した原価は、それを実際原価ということとはできない。



- 31 【×】 原価とは、経営における一定の給付にかかわらせて、は握された財貨または用役の消費を、貨幣価値的に表したものである（「基準」三参照）。 平成21年
- 32 【×】 原価計算基準において、給付につき、「給付とは、経営が作り出す財貨といい・・・」と定義され、用役という言葉がないが、その上の記述において、「原価計算制度において、原価とは、経営における一定の給付にかかわらせて、は握された財貨又は用役（以下これを「財貨」という。）の消費を・・・とある。用役とはサービスのことである。従って、給付に用役も含まれる。（「基準」三（二）参照）。 平成21年
- 33 【○】 （「基準」三（二）参照）。 平成29年
第Ⅰ回
平成26年
第Ⅱ回類題
- 34 【×】 経営過程は、価値の消費と生成の過程である。財務活動は財貨の生成および消費の過程たる経営過程以外の活動であり、これに関連する財務費用は経営目的に関連しない（「基準」三（三）、五（一）参照）。 平成18年
- 35 【○】 （「基準」三（三）参照） 平成23年
第Ⅱ回
- 36 【○】 本肢は自家建設の場合であるため、例外的な処理となる（「基準」三（三）参照）。 平成24年
第Ⅰ回
- 37 【×】 「貨幣価値的に表現されている」ではなく、「正常的なもの」である（「基準」三（四）参照）。 平成11年
- 38 【×】 金額的・量的だけではなく質的要件も用いられる。（「基準」三（四）参照） I p. 23 平成24年
第Ⅰ回
- 39 【×】 原価を予定価格等をもって計算しても、消費量を実際によって計算する限り、それは実際原価の計算である（「基準」四（一）1参照）。 平成9年
令和6年
第Ⅰ回・改

- A □□□ 40 実際原価は、厳密には実際の取得価格をもって計算した原価の実際発生額であるが、予定消費量等をもって計算しても、価格を実際によって計算する限り、それは実際原価の計算である。
- A □□□ 41 原価の数値は、財務会計の原始記録、信頼しうる統計資料等によって、その信ぴょう性が確保されるものでなければならない。このため、原価計算は、原則として実際原価を計算する。この場合、実際原価を計算することは取得価格をもって原価を計算することを意味する。また必要ある場合には、標準原価をもって製品原価を計算し、これを財務諸表に提供することもできる。
- A □□□ 42 かつての能率技師は科学的管理法の理念に基づいて標準原価計算を開発したが、能率の尺度として考えていた標準原価はおおむね現実的標準原価であった。現実的標準原価の算定では、たとえば材料について、科学的、統計的調査により製品単位当たりの各種材料の標準消費量を定める。標準消費量は、通常生ずると認められる程度の減損、仕損等の消費余裕を含まない。
- A □□□ 43 原価標準を設定する際には、価格水準、能率水準、操業度水準に関する基準を仮定しなければならない。これらの水準の組合せによって、理想標準原価、正常標準原価、現実的標準原価などに区別できる。
- A □□□ 44 標準原価として、実務上予定原価が意味される場合がある。予定原価とは、将来における財貨の予定消費量と予定価格とをもって計算した原価をいう。予定原価は、予算の編成に適するのみでなく、原価管理およびたな卸資産価額の算定のためにも用いられる。
- A □□□ 45 「原価計算基準」では、標準原価計算制度において用いられる標準原価として、現実的標準原価、正常原価、予定原価を認め、理想標準原価は認めていない。しかし、標準原価計算本来の目的である原価管理に理想標準原価を用いる場合に限り、これを標準原価計算制度の標準原価として認めている。
- A □□□ 46 原価管理のためにときとして理想標準原価が用いられることがあるが、かかる標準原価は、原価計算基準でいう制度としての標準原価ではない。理想標準原価とは、技術的に達成可能な最大操業度のもとにおいて、最高能率を表す最低の原価をいい、財貨の消費における減損、仕損、遊休時間等に対する余裕率を許容する理想的水準における標準原価である。
- A □□□ 47 標準原価計算制度において用いられる標準原価のうち、現実的標準原価は、棚卸資産価額の算定のために最も適するのみでなく、原価管理および予算の編成のためにも用いられる。



- 40 【×】 実際原価は、厳密には実際の取得価格をもって計算した原価の実際発生額であるが、原価を予定価格等をもって計算しても、消費量を実際によって計算する限り、それは実際原価の計算である。（「基準」四（一）1参照）。 平成26年
第Ⅱ回
- 41 【×】 実際原価は、厳密には実際の取得価格をもって計算した原価の実際発生額であるが、原価の予定価格等をもって計算しても、消費量を実際によって計算する限り、それは実際原価の計算である。（「基準」六（一）2参照） 平成31年
第Ⅰ回
- 42 【×】 現実的標準原価とは、良好な能率のもとにおいて、その達成が期待されうる標準原価をいい、通常生ずると認められる程度の減損、仕損、遊休時間等の余裕率を含む原価であり、かつ、比較的短期における予定操業度および予定価格を前提として決定され、これら諸条件の変化に伴い、しばしば改訂される標準原価である（「基準」四（一）2参照）。 平成25年
第Ⅱ回
- 43 【○】 （「基準」四（一）2参照） I p. 249 平成22年
第Ⅰ回
- 44 【○】 （「基準」四（一）2参照） 平成9年
平成26年
第Ⅱ回
- 45 【×】 原価管理のために時として理想標準原価（技術的に達成可能な最大操業度のもとにおける最高能率を表す最低の原価）が用いられることがあるが、かかる標準原価は、この基準にいう制度としての標準原価ではない（「基準」四（一）2参照）。 平成11年
- 46 【×】 理想標準原価とは、技術的達成可能な最大操業度のもとにおいて、最高能率を表す最低の原価をいい、財貨の消費における減損、仕損、遊休時間等に対する余裕率を許容しない理想的水準における標準原価である。（「基準」四（一）2参照） 平成30年
第Ⅰ回
- 47 【×】 現実的標準原価は、原価管理に最も適するのみでなく、たな卸資産価額の算定および予算の編成のためにも用いられる（「基準」四（一）2参照）。 平成17年

- A □□□ 48 標準原価計算制度において用いられる標準原価は、現実的標準原価又は正常原価である。現実的標準原価とは、良好な能率のもとにおいて、その達成が期待される標準原価をいい、通常生ずると認められる程度の余裕率を含む。正常原価とは、経営における異常な状態を排除し、経営活動に関する比較的長期にわたる過去の実績数値を統計的に平準化し、これに将来のすう勢を加味した正常能率、正常操業度および正常価格に基づいて決定される原価である。原価管理のために、理想的標準原価が用いられることがあるが、これは制度としての標準原価には含まれない。
- A □□□ 49 現実的標準原価は、良好な能率のもとにおいて、その達成が期待される標準原価をいう。比較的短期における予定操業度および予定価格を前提として決定され、これら諸条件の変化に伴い、しばしば改訂される標準原価である。原価管理に最も適するのみでなく、予算の編成のためにも用いられる。ただし、たな卸資産価額の算定のためには用いるべきではない。
- A □□□ 50 現実的標準原価は、良好な能率のもとで達成が期待される標準原価であり、通常生じると想定される減損、仕損などの余裕率を含んでいる。具体的には、当座価格水準、達成可能高能率水準（あるいは期待実際能率水準）、期待実際操業水準を組み合わせて設定される。経済状態が安定していない状況下でも、原価管理目的に適する。
- A □□□ 51 標準原価計算制度における標準は、原価管理を有効に行うため、技術的に達成可能な最大操業度のもとにおいて、最高能率を表す最低の原価である理想標準原価を使うとされている。
- A □□□ 52 原価標準を設定する際に、価格水準、能率水準、操業水準が決定される。これらの水準を組み合わせることで、原価標準は、厳格度という点から、理想的標準原価、現実的標準原価、正常標準原価（正常原価）などに区分される。我が国の「原価計算基準」によれば、標準原価計算制度において用いられる標準原価として、理想的標準原価と現実的標準原価が示されている。
- A □□□ 53 現実的標準原価とは、良好な能率のもとにおいて、その達成が期待される標準原価である。通常、生ずると認められる程度の減損、仕損、遊休時間等の余裕率を含む。比較的短期における予定操業度および予定価格を前提として決定され、これらの諸条件の変化に伴い、しばしば改訂される。原価管理目的に適する。
- A □□□ 54 標準原価とは、財貨の消費量を科学的、統計的調査に基づいて能率の尺度となるように予定し、かつ、予定価格又は正常価格をもって計算した原価をいう。この場合、能率の尺度としての標準とは、その標準が適用される期間において達成されるべき原価の目標を意味する。標準原価計算制度において用いられる標準原価は、現実的標準原価又は正常原価である。
- A □□□ 55 標準原価とは、財貨の消費量を科学的、統計的調査に基づいて能率の尺度となるように予定し、かつ、予定価格又は正常価格をもって計算した原価をいう。この場合、能率の尺度としての標準とは、その標準が適用される期間において達成されるべき原価の目標を意味する。標準原価計算制度において用いられる標準原価は、理想標準原価又は正常原価である。



- 48 【○】（「基準」四（一）2参照） 平成31年
第Ⅰ回
- 49 【×】 現実的標準原価は、原価管理に最も適するのみでなく、たな卸資産価額の算定および予算の編成のためにも用いられる。
（「基準」四（一）2参照） 平成29年
第Ⅱ回
- 50 【○】（「基準」四（一）2参照） 令和4年
第Ⅰ回
- 51 【×】 標準原価計算制度における標準は、現実的標準原価又は正常原価である（「基準」四（一）2参照）。 平成25年
第Ⅰ回
- 52 【×】 標準原価計算制度において用いられる標準原価は、現実的標準原価又は正常原価である（「基準」四（一）2参照）。 令和4年
第Ⅰ回
- 53 【○】（「基準」四（一）2, 四二参照） 平成31年
第Ⅱ回
- 54 【○】（「基準」四（一）2参照） 平成30年
第Ⅱ回
- 55 【×】 標準原価計算制度に用いられる標準原価は、現実的標準原価又は正常原価である。理想標準原価は、標準原価計算制度では認められない。（「基準」四（一）2参照）。 平成26年
第Ⅱ回

- A □□□ 56 標準原価計算には科学的、統計的調査に基づいて能率の尺度となるよう予定された財貨の消費量が欠かせないが、このことは標準原価計算が 20 世紀初頭に F. W. テイラーが考案した科学的管理法に基づいているためである。
- A □□□ 57 直接材料の標準消費量や標準直接作業時間は科学的、統計的調査に基づいて設定されるが、こうした科学的、統計的調査の代表的手法が動作研究や時間研究といったコンカレント・エンジニアリングである。
- A □□□ 58 正常原価とは、経営における異常な状態を排除し、経営活動に関する比較的短期にわたる過去の実際数値を統計的に平準化し、これに将来のすう勢を加味した正常能率、正常操業度および正常価格に基づいて決定される原価をいう。
- A □□□ 59 正常原価とは、経営における異常な状態を排除し、経営活動に関する比較的長期にわたる過去の実際数値を統計的に平準化し、これに将来のすう勢を加味した正常能率、正常操業度および正常価格に基づいて決定される原価をいう。正常原価は、経済状態の安定している場合に、たな卸資産価額の算定および予算編成のために用いられる。
- A □□□ 60 正常原価とは、経営における異常な状態を排除し、経営活動に関する比較的長期にわたる過去の実際数値を統計的に平準化し、これに将来のすう勢を加味した正常能率、正常操業度および正常価格に基づいて決定される原価をいう。棚卸資産の算定に適する。
- A □□□ 61 正常標準原価（正常原価）は、経営活動に関する比較的長期にわたる過去の実績数値を統計的に平準化し、これに将来の趨勢を加味して決定される。具体的には、正常価格水準、理想能率水準、実際の生産能力水準を組み合わせ設定した標準原価である。正常標準原価は、経済状態が安定している場合、期間損益計算目的に適合している。
- A □□□ 62 理想標準原価とは、技術的に達成可能な最小操業度のもとにおいて、最高能率を表す最低の原価をいい、財貨の消費における減損、仕損、遊休時間等に対する余裕率を許容しない理想的水準における標準原価である。
- A □□□ 63 理想標準原価とは、技術的に達成可能な最大操業度のもとにおいて、最高能率を表す最低の原価をいう。財貨の消費における減損、仕損、遊休時間等に対する余裕率を許容しない理想的水準における標準原価である。棚卸資産価額の算定のために最も適することに加え、原価管理のための標準としても用いられる。



- 56 【○】 実際原価資料を原価管理に使用するときには期間比較するの
あり、しかも比較する実際原価も、比較される実際原価も、と
もに偶然的原価であるから、原価管理に適切な情報を提供しな
い。そこで、一方を能率測定の尺度となる原価に替え、この原
価と実際原価とを比較するならば、能率の良否が判明するでは
ないかという考え方が、1910年ごろアメリカの能率技師たちの
間で生まれた。この考え方は、F. W. テイラーを始祖とする
科学的管理法に根ざすものである（「基準」四（一）2参照）。
- 57 【×】 科学的、統計的調査の代表的手法が動作研究や時間研究と
いったインダストリアル・エンジニアリングである。 II p. 89 令和5年
第 I 回
- 58 【×】 正常原価とは、経営における異常な状態を排除し、経営活動
に関する比較的長期にわたる過去の実際数値を統計的に平準化
し、これに将来のすう勢を加味した正常能率、正常操業度およ
び正常価格に基づいて決定される原価をいう（「基準」四
（一）2参照）。 令和6年
第 I 回
- 59 【×】 正常原価は、経済状態の安定している場合に、たな卸資産価
額の算定のために最も適するのみでなく、原価管理のための標
準としても用いられる。（「基準」四（一）2参照） 平成30年
第 II 回
- 60 【○】 （「基準」四（一）2参照） 平成31年
第 II 回
- 61 【×】 正常原価とは、経営における異常な状態を排除し、経営活動
に関する比較的長期にわたる過去の実際数値を統計的に平準化
し、これに将来のすう勢を加味した正常能率、正常操業度およ
び正常価格に基づいて決定される原価をいう（「基準」四
（一）2参照）。 令和4年
第 I 回
- 62 【×】 理想標準原価とは、技術的に達成可能な最大操業度のもとに
おいて、最高能率を表わす最低の原価をいい、財貨の消費にお
ける減損、仕損、遊休時間等に対する余裕率を許容しない理想
的水準における標準原価である（「基準」四（一）2参照）。 令和6年
第 I 回
- 63 【×】 正常原価は、経済状態の安定している場合に、棚卸資産価額
の算定のために最も適するのみでなく、原価管理のための標準
としても用いられる（「基準」四（一）2参照）。 平成31年
第 II 回

- A 64 理想標準原価は原価管理のために用いられることがあるが、「原価計算基準」という制度としての標準原価ではない。
- A 65 現実的標準原価は価格水準が比較的短期における見込みのもとに設定され、能率水準は達成可能な高水準に設定されることから、原価管理に最も適する標準原価ということができ、さらに、現実的標準原価は外部報告目的の財務諸表におけるたな卸資産価額の決定のためにも使用することができる。
- A 66 我が国の「原価計算基準」では正常原価を標準原価計算制度における標準原価としているが、これは通常生ずると認められる程度の仕損等の余裕率を含み、比較的短期における予定操業度や予定価格を前提として決定される原価である。
- A 67 ピリオド・コストは当該期間の収益と直接対応させて把握された原価であるから、その期間の一般管理費はそれに該当しない。
- A 68 原価は、経営において作り出された一定の給付に転嫁される価値であり、その給付にかかわらせて把握されたものであるため、販売費及び一般管理費は期間原価とされ、非原価として処理される。
- A 69 実際原価とは、財貨の実際消費量をもって計算した原価をいう。ただし、その実際消費量は、経営の正常な状態を前提とするものであり、したがって、異常な状態を原因とする異常な消費量は、実際原価の計算においてもこれを実際消費量と解さないものとする。実際原価は、厳密には実際の取得価格をもって計算した原価の実際発生額であるが、原価を予定価格等をもって計算しても、消費量を実際によって計算する限り、それは実際原価の計算である。
- A 70 原価は、財務諸表上収益との対応関係に基づいて、製品原価と期間原価とに区別される。製品原価とは、一定単位の製品に集計された原価をいい、期間原価とは、一定期間における発生額を、当期の収益に直接対応させて、は握した原価をいう。製品原価と期間原価との範囲の区別は相対的であるが、通常、売上品およびたな卸資産の価額を構成する全部の製造原価を製品原価とし、販売費および一般管理費は、これを期間原価とする。
- A 71 部分原価は、計算目的によって各種のものを計算することができるが、最も重要な部分原価は、変動直接費および変動間接費のみを集計した直接原価（変動原価）である。
- A 72 原価は、集計される原価の範囲によって、全部原価と部分原価とに区別される。最も重要な部分原価は、変動直接費及び変動間接費のみを集計した直接原価である。直接原価は直接費と同じ意味であり、変動原価ともよばれている。



- 64 【○】（「基準」四（一）2参照） 令和5年
第Ⅰ回
- 65 【○】（「基準」四（一）2参照） 平成19年
- 66 【×】 我が国の「原価計算基準」では現実的標準原価又は正常原価を標準原価計算制度における標準原価としている。なお、正常原価は、経営における異常な状態を排除し、経営活動に関する比較的長期にわたる過去の実際数値を統計的に平準化し、これに将来のすう勢を加味した正常能率、正常操業度および正常価格に基づいて決定される原価である（「基準」四（一）2参照）。
- 67 【×】 一般管理費はピリオド・コスト（期間原価）として処理される（「基準」四（二）参照）。なお、製品原価はプロダクト・コストと呼ばれる。 I p. 27 平成8年
- 68 【×】 販売費及び一般管理費は期間原価であり、非原価項目ではないため誤りといえる（「基準」三（二）、四（二）参照）。 平成24年
第Ⅰ回
- 69 【○】 実際原価＝「実際の取得価格又は予定価格等」×（正常）実際消費量
（「基準」四（一）1参照） 平成27年
第Ⅱ回
- 70 【○】（「基準」四（二）参照） 平成27年
第Ⅱ回
- 71 【○】（「基準」四（三）参照） 令和6年
第Ⅰ回
- 72 【×】 直接原価には変動間接費が入っていることから、直接費と同じ意味にはならない（「基準」四（三）、八（三）参照）。 平成18年